

平成25年10月21日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

千葉県内における台風26号による被災者の皆さまに対する対応について

このたびの台風26号により被害を受けられたお客さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 若林辰雄）は、このたびの災害により災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対する対応を、以下のとおり、開始することといたしました。

1. 被災状況に応じた被災者の皆さまのご預金のお取り扱いについて

（1）対象先

本災害による被害を受けたお客さま

（2）主なお取扱内容

①預金通帳、証書、お届出の印鑑等を失くされた場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、お支払させていただきます。

（ご本人さまであることを確認できる資料をご持参ください）

②定期預金などの満期日前払戻しなどについてもご事情によりご相談に応じます。

2. 被災者の皆さまへのお貸出のお取り扱いについて

本災害による被害を受けた個人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を考慮した対応をさせていただきます。当社窓口までご相談ください。

3. お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行	千葉支店	(043-224-4111)
	市川八幡支店	(047-333-7111)
	津田沼支店	(047-478-3131)
	トラストスクエア船橋	(047-431-5555)
	柏支店	(04-7145-1121)

以上